

マイナンバーカードによる健康保険証確認
について（マイナ保険証）

当院では、令和5年10月2日よりマイナ保険証を利用したオンライン資格確認システムの運用を開始いたします。

マイナンバーカードを専用のカードリーダーにかざしていただくことで、保険の資格確認が行えます。

マイナ保険証の利用により患者さんが診療情報の取得に同意された場合、薬剤情報、診療情報、特定健診情報などを担当医が閲覧し、診療に活用することでより質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

※詳しくは厚生労働省の Web サイトをご覧ください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html)

- 各種公費受給者証には対応しておりませんので、受給者証をお持ちの方は従来どおり窓口で受給者証の提示をお願いします。
- オンライン資格確認システムの障害によりマイナ保険証が利用できない場合がありますので、健康保険証の持参をお願いします。
- オンライン資格確認システム導入の義務化に伴い、状況に応じて診療料に医療情報取得加算が加算されます。
- 従来どおり健康保険証での対応も行っています。

マイナ受付

対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりに
マイナンバーカードを使う新たな方法。
それが「マイナ受付」です。

マイナンバーカードが
保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01

より良い医療が可能に！

初めての医療機関等で、医療履歴等の相互連携を使えば、今までに使った量の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。医療費ごとの自己負担割合も、医療機関・薬局で確認できます。

POINT 02

手書きなして医療費以上の一時的な支払が不要に！

医療機関適用認定等がなくても、医療機関・薬局における医療費を減らせるのが保障されます。

このステッカーが目印！

医療機関で利用するマイナンバーカード

マイナ受付

事前に登録するだけで利用できます！

詳しくは ♪

マイナポータル

厚労省 厚生労働省

受診の際は、 マイナンバーカードを。

あなたのマイナンバーカードをお持ちいただければ、
同意することで、健診情報や処方された薬の情報などを見られるので、
医師もそれらの情報に基づいた診療が行えます。



The illustration shows a male doctor in a white lab coat with a stethoscope around his neck. He is pointing his right index finger upwards. Above him is a large white thought bubble. Inside the bubble is a Japanese My Number Card (マイナンバーカード). The card is green and white, featuring a photo of a woman, a QR code, and various identification details in Japanese, including the name '田中 太郎' (Tanaka Taro) and the My Number '1234 5678 9010'.